

平成 24 年 1 月 26 日

各 位

会 社 名 : ナノキャリア株式会社
 代表者名 : 代表取締役社長 中富 一郎
 (コード:4571 東証マザーズ)
 問合せ先 : 取締役 CFO 兼管理部長兼社長室長 中塚 琢磨
 (TEL : 03-3548-0217)

**第三者割当による第 1 回及び第 2 回転換社債型新株予約権付社債及び
 第 8 回新株予約権の発行並びに臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ**

当社は、平成 24 年 1 月 26 日開催の取締役会において、下記 I のとおり、第三者割当（以下「本件第三者割当」といいます。）の方法による転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債に付された新株予約権及び社債を、それぞれ「本転換社債型新株予約権」及び「本社債」といいます。）及び第 8 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うとともに、下記 II のとおり、本件第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び第 8 回新株予約権の発行を行うこと及び取締役 2 名の選任について平成 24 年 3 月 19 日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議すること並びに当該臨時株主総会開催のための基準日設定を決議しましたので、お知らせいたします。

I. 第三者割当による第 1 回及び第 2 回転換社債型新株予約権付社債及び第 8 回新株予約権の発行

1. 募集の概要

①第 1 回転換社債型新株予約権付社債

(1) 払 込 期 日	平成 24 年 3 月 21 日
(2) 新株予約権の総数	28 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は 30 百万円（額面 100 円につき金 100 円） 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	29,988 株
(5) 資金調達額	8 億 4,000 万円
(6) 転換価額	28,000 円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 ウィズ・ヘルスケア PE 1 号投資事業有限責任組合 780,000,000 円 シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合 60,000,000 円
(8) 利 率	本社債には利息を付しません。
(9) そ の 他	当社の行使指示 当社は、原則として平成 25 年 3 月 1 日以降、市場価格の動向にかかわらず、割当予定先に対して、当社と割当予定先との間で締結する契約に定める条項に従い、その保有する本新株予約権付社債に係る転換社債型新株予約権の行使を指示することができます。 上記各号については、当社臨時株主総会（平成 24 年 3 月 19 日開催予定）において第三者割当の方法による第 1 回及び第 2 回転換社債型新株予約権付社債及び第 8 回新株予約権の発行に関する議案の承認を得ること及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

②第2回転換社債型新株予約権付社債

(1)	払 込 期 日	平成 24 年 3 月 21 日
(2)	新株予約権の総数	43 個
(3)	社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は 20 百万円（額面 100 円につき金 100 円） 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4)	当該発行による潜在株式数	30,702 株
(5)	資金調達額	8 億 6,000 万円
(6)	転換価額	28,000 円
(7)	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 ウィズ・ヘルスケア PE 1 号投資事業有限責任組合 800,000,000 円 シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合 60,000,000 円
(8)	利 率	本社債には利息を付しません。
(9)	そ の 他	<u>当社の行使指示：</u> 当社は、原則として平成 25 年 3 月 1 日以降、市場価格の動向にかかわらず、割当予定先に対して、当社と割当予定先との間で締結する契約に定める条項に従い、その保有する本新株予約権付社債に係る転換社債型新株予約権の一部について行使を指示することができます。 当社は、発行日より起算して 2 年経過したのち、当社株価終値の当日を含めた 5 連続取引日単純平均値がその時点において有効な転換価格の 150% を超過した場合には、割当予定先に対して、当社と割当予定先との間で締結する契約に定める条項に従い、その保有する全部又は一部の本新株予約権付社債に係る転換社債型新株予約権の行使を指示することができます。ただし、かかる当社の行使指示は、累積で本新株予約権付社債に付された新株予約権の個数の 40% を上限とし、かつ、個別に当該新株予約権 1 個の目的である株式の数に行使指示する当該新株予約権の個数を乗じた株式数が、当該行使指示を行う日の直近 5 連続取引日（但し、行使指示の要件を充足していない日は除外する。）の東京証券取引所における当社の普通株式の出来高の単純平均値の 20% を超えないことを条件とします。 <u>償還請求権：</u> 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行日より起算して 2 年経過した後いつでも、当社に対して本社債の償還を請求することができます。 本社債権者は、当社が下記③記載の新株予約権を取得条項に基づき取得した場合にはいつでも、当社に対して本社債の償還を請求することができます。 上記各号については、当社臨時株主総会（平成 24 年 3 月 19 日開催予定）において第三者割当の方法による第 1 回及び第 2 回転換社債型新株予約権付社債及び第 8 回新株予約権の発行に関する議案の承認を得ること及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

③第 8 回新株予約権

(1)	割 当 日	平成 24 年 3 月 21 日
(2)	新株予約権の総数	67 個
(3)	発行 価 額	総額 14,539,000 円（新株予約権 1 個当たり 217,000 円）
(4)	当該発行による潜在株式数	67,000 株

(5) 資金調達額	2,024,539,000 円 (内訳) 新株予約権発行分 14,539,000 円 新株予約権行使分 2,010,000,000 円
(6) 行使価額	30,000 円
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 ウィズ・ヘルスケア PE1 号投資事業有限責任組合 62 個 シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合 5 個
(8) その他	取得条項： 当社は、会社法 273 条第 2 項の規定に従い、当該取得日の 2 週間前までに投資家に通知または公告したうえで、かかる取得日に残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権 1 個につき発行価額と同額で取得することができます。なお、当社は同条項に基づき本新株予約権を取得した場合は、消却する予定です。 上記各号については、当社臨時株主総会（平成 24 年 3 月 19 日開催予定）において第三者割当の方法による第 1 回及び第 2 回転換社債型新株予約権付社債及び第 8 回新株予約権の発行に関する議案の承認を得ること及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

なお、本件第三者割当の方法による第 1 回及び第 2 回転換社債型新株予約権付社債及び第 8 回新株予約権の発行にあたっては、東海東京証券株式会社をファイナンシャル・アドバイザーとして委嘱しております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は、ナノテクノロジーをベースにした日本発の薬物含有ミセル化ナノ粒子を用いた DDS（ドラッグデリバリーシステム）により、従来の製剤では成し得なかった「副作用の軽減」と「薬効の増大」の実現を目的とした新薬の開発を行なっています。その基本技術は、東京大学の片岡教授及び東京女子医大の岡野教授らが開発した超極小サイズの特定制剤（ミセル化ナノ粒子）が持つ生体適合性の親水性及び疎水性ポリマーの特長に依拠しており、1996 年に創業して以来、抗癌剤を中心に、患者の方々の QOL（生活の質の改善・向上）に貢献できる新薬の開発を世界に先駆けて進めています。

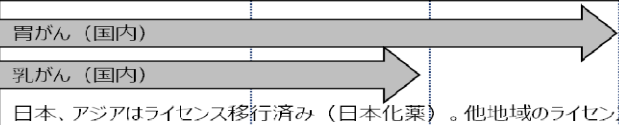
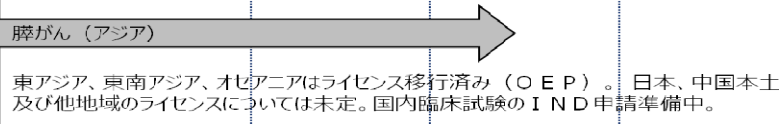
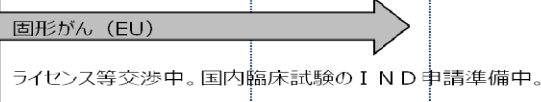
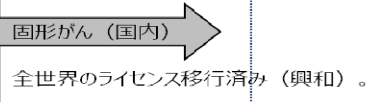
現在は、パクリタキセルミセル（NK-105）、シスプラチン誘導体ミセル（ナノプラチン®（NC-6004））及びダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）という 3 つの主要パイプラインの医薬候補品の日本国内外での治験およびその準備を進めております。これに加え、平成 23 年 9 月には興和株式会社（以下「興和」といいます。）と pH 応答性ミセルシステムを採用したエピルビシンミセル（NC-6300）について承認・上市に向けて開発を進めることを合意し（ライセンス及び共同開発契約の締結）、NC-6300 が新たに主要パイプラインに加わることになりました。（図 1）

当社は、これらの主要パイプラインの中で、日本を含む主要な地域でライセンス先が確定していない 2 つの医薬候補品、すなわちナノプラチン®（NC-6004）およびダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）につき、一刻も早い承認・上市を実現することが当社の企業価値を最大限に高めるという認識の下、これらの臨床開発を独力で加速化させる方策をこれまで懸命に模索して参りました。今回の割当予定先であるウィズ・ヘルスケア PE1 号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合の業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズは、日本のバイオベンチャーの黎明期から同分野に投資をしてきた長い経験と成功実績を持つ、日本においては数少ない投資会社です。当社の 2 つのパイプラインを中核に据えたビジネスプランは、日本のバイオベンチャーを一段高い成功に導くための必要資金を供給するという株式会社ウィズ・パートナーズの投資戦略に合致し、お互いに持つ経営資源を最大限に活用してグローバルな製薬バイオベンチャーを

目指すことに合意を致しました。

当社は、各種医薬品パイプラインの研究開発段階にあり、製品の承認・上市に至るまでには長期の時間と多額の研究開発費用が必要であり、研究開発の進捗に伴い安定的な資金を先行して確保する必要があります。このため、当社は、株式上場以降においても第三者割当増資等により資金調達を実施しつつ、ナノプラチン® (NC - 6004) のアジア地域でのライセンス契約、エピルビシンミセル (NC-6300) のグローバル市場でのライセンス及び共同開発契約などを進め、主要開発パイプラインの計画的な研究開発を進めてまいりました。これらの少額の資金調達と製薬企業との提携によって段階的に臨床開発を進めていくことも可能ではありますが、臨床開発を他社に依存することとなり、最短で製品の承認・上市を実現するという目標には必ずしも合致するものではありません。一方、自社開発は多額の開発資金を必要とするものの、開発の進捗を自らコントロールし、より計画的に開発を進めることができるとともに、開発段階を進捗させ、製品価値を増大することにより、それぞれの製品が持つ製品価値の最大化を実現することが可能になります。これまでのようにライセンスアウトや共同開発を行うことができる提携先の開拓は引き続き継続しますが、今回の資金調達によりナノプラチン® (NC-6004) およびダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) を効率的に自社開発する戦略へと大きく転換を行うこととなります。当社および株式会社ウィズ・パートナーズは、このたび合意に至った新たな事業戦略を遂行することが当社の事業価値を最大限に高めることを確信しております。

図 1

開発品目	臨床試験			
	非臨床	第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相
NK105 パクリタキセルミセル 対象疾患: 胃がん・乳がん	 日本、アジアはライセンス移行済み（日本化薬）。他地域のライセンスについては未定。			
NC-6004 ナノプラチン® 対象疾患: 膵がん	 東アジア、東南アジア、オセアニアはライセンス移行済み（OEP）。日本、中国本土及び他地域のライセンスについては未定。国内臨床試験のIND申請準備中。			
NC-4016 ダハプラチン誘導体ミセル 対象疾患: がん	 ライセンス等交渉中。国内臨床試験のIND申請準備中。			
NC-6300 エピルビシンミセル 対象疾患: がん	 全世界のライセンス移行済み（興和）。			

主要パイプラインの個別の状況は以下の通りです。

パクリタキセルミセル (NK105) については、日本化薬株式会社とライセンス契約を締結し、現在、同社にて乳がん、胃がん等の治療薬を目指した臨床試験が進められており、早期承認取得を目指して、早ければ平成 24 年にも第Ⅲ相臨床試験を開始するよう尽力中です。

ナノプラチン® (NC-6004) については、Orient Europharma Co., Ltd. (台湾、以下「OEP」と日本、中国、インドを除いたアジア 16 カ国を対象とするライセンス及び供給契約を締結し、膵がんを対象とした第Ⅰ相/第Ⅱ相臨床試験を台湾及びシンガポールで実施中です。同試験については、既に第Ⅰ相臨床試験パートが終了し、投与

容量を確定し、平成 23 年 7 月には有効性及び安全性を検証するための第Ⅱ相臨床試験パートに入っております。日本国内についても、平成 24 年に治験を開始することを目標に IND 申請に向けて準備を進めているところです。このナノプラチン® (NC-6004) は、日本及び海外で自社による開発を進める予定ですが、臨床試験を含め、治験費用や薬剤製造費用など日米欧の主要マーケットでの承認・上市までに 27.60 億円が必要と想定しております。

また、ダハプラチン誘導体ミセル (NC - 4016) については、Debiopharm S. A. (スイス) とライセンス及び原薬供給契約を締結していましたが、昨年、同社から世界における開発権の返還を受け、欧州で進められていた第Ⅰ相臨床試験を日本国内において再開し、第Ⅱ相臨床試験の実施ができるよう準備を進めております。ダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) は、第Ⅱ相臨床試験終了後はライセンス先に導出し、ライセンス先が開発費用を負担し、その主導で開発を進める予定です。したがって導出可能なステージにまで進めるために、日本での臨床試験を含め、治験費用や製造費用など 9.12 億円が必要と想定しております。

エピルビシンミセル (NC - 6300) については、平成 22 年末に国立がん研究センターと締結した共同研究契約に基づき、薬効や毒性軽減に関するデータ取得などの非臨床試験についても準備を進めてきましたが、興和とのライセンス及び共同開発契約の締結により、主に興和が費用負担する形で開発を進めることが可能となりました。

以上のほか、当社では次の主要開発パイプラインとなる候補品の拡大を進めるため、タンパク質ミセル、siRNA ミセル、センサー結合型ミセル、ドセタキミセルなど、次の有力パイプラインとなる製品・技術の研究開発を進めております。これら新規開発パイプラインの開発も継続実施していく必要があります。

(2) 転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行の方法を選択した理由

上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載したとおり、主要パイプラインの国内外での治験を実施するには、今後、長期間にわたり、継続的に多額の研究開発資金が必要です。一方、当社の事業はまだ先行投資段階であり、当面、研究開発費等の投下経費が収益を上回る状況が続く見込みであり、金融機関による間接金融については、先行投資により長期に赤字が続く当社の状況から借入を行うのは極めて難しく、医薬品開発を計画的に進め、安定的に事業計画を遂行するためにはエクイティ・ファイナンスによる資金に依拠せざるを得ない状況にあります。

そのため、昨年度は株主割当増資を実行し、その後も当社の事業や事業戦略を理解し、事業構築を支援していただける新たなエクイティ・ファイナンスの割当予定先を対象にした第三者割当による新株や新株予約権付社債、新株予約権等の発行などあらゆる資金調達手段を検討してきました。

このような投資環境下で、今回の割当予定先の業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズから、昨年 9 月に新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債を組み合わせた事業資金投資の提案があり、その検討を進めました。

その結果、主要パイプラインの計画的な開発をより促進し、一日でも早く医薬品承認を取得して製品を上市するという目標を達成し、あわせて製品価値や会社価値の最大化を実現させるためには、この時期に安定した資金を調達し、海外での治験の進捗、国内での治験実施をより促進することが必須であり、下記のとおり他の資金調達方法とも比較し、転換社債型新株予約権及び新株予約権の組合せが株価への下落圧力を回避し、既存株主の利益に充分配慮しつつ、必要資金を調達し、企業価値を最大化するという当社のニーズを充足しうる、現時点における最良の選択肢であると判断し、臨時株主総会での決議を得ることを条件に、その発行を決議いたしました。

<他の資金調達方法と比較した場合の特徴>

- ① 資金調達を、公募増資あるいは第三者割当の方法による新株式の発行により行う場合には、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、1 株当たりの利益の希薄化が同時に発生し、新株予約

権又は新株予約権付社債の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、本件新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債を組み合わせた資金調達手法は、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。

- ② 新株予約権だけに限定した資金調達の場合は、権利行使に応じて希薄化を抑制することはできますが、株価の動向により当初想定していた資金調達ができない、または、実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があります。
- ③ 転換社債型新株予約権付社債だけに限定した資金調達の場合は、開発の進捗に応じて必要な資金調達を行うという柔軟性を十分に確保することが困難になります。
- ④ 間接金融については、上記にも記載したとおり、先行投資による長期的に赤字である当社の状況から、金融機関から借入れを行うのは極めて難しい状況にあります。

<当社のニーズに応じ、配慮した点>

① 株価への影響の軽減

- ・行使価格及び転換価格は、平成 24 年 1 月 25 日から過去 6 カ月間の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の普通取引の売買高加重平均価格平均（VWAP）を基準に決定されており、その後の修正は行われない仕組みとなっています。
- ・このうち、第 1 回及び第 2 回転換社債型新株予約権付社債については、上記基準株価に 1.13 を乗じた金額を転換価額としており、また、新株予約権の行使価格については、上記基準株価に 1.21 を乗じた金額としており、プレミアムを上乗せしております。
- ・本件の資本増強は、一度に調達予定総額に相当する新株を発行するものではなく、株価の動向等を踏まえ、転換社債の転換や新株予約権が行使されるため、新株発行の場合と比較して、当社株式の供給が一時的に行われ、株式需給が急速に変化することにより株価に大きな影響を与える事態を回避できます。

② 希薄化の抑制

- ・行使価格及び転換価格は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。
- ・本新株予約権および本転換社債型新株予約権の行使は、比較的長期間にわたって徐々に実行されるため、希薄化は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。
- ・また、上記のとおり、当初の想定以上の希薄化が生じることはなく、逆に、株価の上昇局面においては本件新株予約権及び本件転換社債型新株予約権の円滑な行使が期待され、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形での資金調達を実現することが可能になります。

③ 資本政策の柔軟性

本転換社債型新株予約権付社債及び本新株予約権については、当社の判断によりその全部または一部を償還または取得することが可能であり、資本政策の柔軟性を確保できます。

④ 段階的・追加的な資金調達

本転換社債型新株予約権付社債の発行により、無利息による資金調達を行うと共に、当社の開発進捗及び資金需要に応じて本新株予約権の行使により段階的・追加的に資金調達を行うことができます。

<その他配慮した点及びその対策>

① 転換社債型新株予約権付社債

- ・本転換社債型新株予約権付社債のうち第1回転換社債型新株予約権付社債については、当社は、原則として平成25年3月1日以降は、本社債権者に対し、市場価格の動向にかかわらず、本新株予約権付社債の株式への転換を指示することが可能であり、転換が行われた場合は、将来の償還金額が減少するとともに、負債が削減され、自己資本の強化が可能になります。
- ・本転換型新株予約権付社債のうち第2回転換社債型新株予約権付社債については、その特性上、当初には本社債の元本部分の払込みが行われ、資金調達が実現できますが、本社債権者が本転換社債型新株予約権を行使しない場合は、最終的には当社は社債元本を償還する義務を負い、当該償還のための資金の調達を行う必要があります。ただし、当社は、平成25年3月1日以降は、本社債権者に対し、当社株価の動向にかかわらず、その保有する本新株予約権付社債のうち9個分（1.8億円分）について、株式への転換を指示することが可能であり、また、発行日より2年経過したのち（平成26年3月21日以降）、当社株価終値の当日を含めた5連続取引日単純平均値が、その時点において有効な転換価額の150%を超過した場合には、割当予定先と締結する契約に基づき、当社が本社債権者に対し、本社債に付された新株予約権の個数の40%を上限とし、かつ、直近5連続取引日の出来高の単純平均値の20%を超えない範囲で、その保有する本新株予約権付社債の株式への転換を指示することが可能であり、転換が行われた場合には、将来の償還金額が減少するとともに、負債が削減され、自己資本の強化が可能になります。

② 新株予約権

新株予約権の特性上、新株予約権者が保有する新株予約権を行使しない場合は、当該新株予約権に係る払込金額の払込みが行われないため、結果として実際の調達金額が当初想定していた調達金額を下回る可能性があります。特に、株価が行使価格よりも下落する局面においては本新株予約権の行使が期待し難くなりますが、これらは、上記に記載のとおり、既存株主保護の観点から当初以上の希薄化の抑制と株価への影響の軽減を企図して設けられたものです。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額（円）	3,724,539,000
（内訳）	
（ア）第1回転換社債型新株予約権付社債の発行	840,000,000
（イ）第2回転換社債型新株予約権付社債の発行	860,000,000
（ウ）第8回新株予約権の発行	14,539,000
（エ）第8回新株予約権の行使	2,010,000,000
② 発行諸費用の概算額（円）	52,000,000
③ 差引手取概算額（円）	3,672,539,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士報酬費用 10,000,000 円、ファイナンシャル・アドバイザー報酬 7,000,000 円、新株予約権等算定評価報酬費用 8,000,000 円、その他の事務費用 27,000,000 円（有価証券届出書作成、変更登記費用等）の合計です。
2. 本新株予約権が行使期間中行使されない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。
3. 第8回新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、第8回新株予約権

の行使により支払われる払込金額の総額は、新株予約権の行使状況による影響を受けます。そのため、上記の差引手取概算額は将来的に変更される可能性があり、下記「(2) 調達する資金の具体的な使途」記載の調達資金の充当内容については、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途		金 額 (百万円)	支出予定時期
①	NC-6004 (ナノプラチン®) の臨床開発並びに原薬及び製剤製造費用	2,760	平成 24 年 4 月から 平成 28 年 3 月まで
②	NC-4016 (ダハプラチン誘導体ミセル) の臨床開発並びに原薬・製剤製造費用	912	平成 24 年 4 月から 平成 28 年 3 月まで

- (注) 1. 具体的な使途及び金額については、今後の状況の変化に応じて変更する可能性があります。
2. 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行口座にて管理いたします。
3. 新株予約権の行使による払い込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容については、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する場合がございます。また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、①既存または新規の導出契約によるマイルストーン及び製剤供給収入の活用②一部の共同開発または導出契約による費用負担の軽減③手持資金の活用④開発のための臨床試験の規模や速度の優先順位付け・見直し等を行い臨床開発を進めるとともに、別途手段による資金調達の検討を進めていく所存です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより資金調達は、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載する使途に充当することにより、主要パイプラインの開発を進展させ、将来に向けて事業の拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図ることが可能となり、企業価値及び株式価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠とその具体的内容

第 1 回及び第 2 回転換社債型新株予約権付社債の転換価額並びに第 8 回新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先であるウィズ・ヘルスケア PE1 号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合との間での協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日 (平成 24 年 1 月 25 日) から過去 6 カ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格平均 (VWAP) である 24,775 円 (直前営業日平均株価との乖離率 26.4%) を基準株価として以下のとおりとしました。

銘柄	転換価額または行使価額及びその算定根拠
第 1 回転換社債型新株予約権付社債	28,000 円 (基準株価に 1.13 を乗じた金額)
第 2 回転換社債型新株予約権付社債	28,000 円 (基準株価に 1.13 を乗じた金額)
第 8 回新株予約権	30,000 円 (基準株価に 1.21 を乗じた金額)

過去6ヶ月間のVWAPの平均値を基準といたしましたのは、平成24年1月10日以降の当社株価の推移を見ますと、6ヶ月遡った期間にあって、当該期間を除く期間と比べ株価が大きく上昇し、また、出来高も大きく膨らんでおり、昨今の金融・経済環境下における不安定な株式市場や当社株価の変動状況を考慮し、発行決議日前日という特定の一時点の株価を基準とするよりは、一定期間の平均値という平準化された値を採用するほうが、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除でき、算定根拠として客観的かつ合理的であると判断したためです。

参考までに、本転換社債型新株予約権付社債の転換価格は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日を基準とした過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価24,711円に対し13.3%のプレミアム、過去3ヶ月間の平均株価25,834円に対し8.4%のプレミアム、過去1ヶ月間の平均株価30,496円に対し8.2%のディスカウント、また、発行決議日前日の終値33,000円に対し15.2%のディスカウントとなっております。

また、本新株予約権の行使価額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日を基準とした過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価24,711円に対し21.4%のプレミアム、過去3ヶ月間の平均株価25,834円に対し16.1%のプレミアム、過去1ヶ月間の平均株価30,496円に対し1.6%のディスカウント、また、発行決議日前日の終値33,000円に対し9.1%のディスカウントとなっております。

当社は、第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債の発行条件並びに第8回新株予約権の発行価額の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都港区）に対して価値算定を依頼し、一定の前提、即ち、株価（取締役会決議日の前営業日の株価）、配当率（0%）、権利行使期間（第1回転換社債型新株予約権付社債は2年間、第2回転換社債型新株予約権付社債及び第8回新株予約権は6年間）、無リスク利子率（0.46%）、株価変動性（97%）、発行会社及び割当予定先の行動（第1回転換社債型新株予約権付社債については、割当予定先は当社株価が権利行使価額を上回っている場合その一部を株式に転換するが、基本的に当社からの転換請求を待ち、当社は割当予定先に対して平成25年3月1日時点において転換請求を行うこと。また、転換された株式については、中長期保有し、株式への転換時の株価と転換価額の差を利益と想定すること。第2回転換社債型新株予約権付社債については、割当予定先は当社株価が金35,000円以上である場合には随時株式に転換し、市場への影響を留意して売却するものとし（1日当たりの想定売却数は平均売買出来高（上場以来の売買出来高の1日平均）の約10%を目安とする。）、また、当社は割当予定先に対して平成25年3月1日時点において残存する本転換社債型新株予約権付社債のうち9個分（1.8億円分）の転換指示を行うこと。第8回新株予約権については、割当予定先は当社株価が権利行使価額を上回っている場合、随時権利行使を行い、市場への影響に留意して売却すること（1日当たりの想定売却数は平均売買出来高（上場以来の売買出来高の1日平均）の約3%を目安とする。）。また、当社は、割当日以降当社株価の終値が発行時株価の150%以上となった場合には、残存する第8回新株予約権を取得条項に基づいて全て取得すること。）、その他転換社債型新株予約権等の発行要項、発行条件及び割当予定先との間で締結する契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円あたり100円）と株式会社プルータス・コンサルティングの算定した公正価値（第1回転換社債型新株予約権付社債額面100円あたり70円71銭、第2回転換社債型新株予約権付社債額面100円あたり99円94銭）を比較したうえで、第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債の実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。（なお、第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債の公正価値を社債の発行価額で加重平均しますと額面100円当り85円50銭となります。）また、第8回新株予約権の発行価額は、公正価値と同等の、1個当たりの払込価額を217,000

円（1株当たり217円）としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断しました。

なお、第8回新株予約権の行使価格には、第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債の転換価格より高いプレミアムをつけておりますが、本新株予約権は性質上、上記2種の転換社債型新株予約権付社債が全て転換された後に行使が予想されることから、長期的に当社の研究開発が促進され、企業価値が向上すると予想されることを考慮したものです。

当社は、本転換社債型新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る発行価額の意思決定過程の公正性を担保すべく株式会社プルート・コンサルティングより、平成24年1月25日において、本第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債並びに第8回新株予約権発行の発行価額についての財務的見地から見た当社にとっての公正性に関するフェアネス・オピニオンを取得しております。

さらに、当社は本転換社債型新株予約権付社債の発行価額及び本新株予約権の払込金額の算定については、東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）（東京千代田区）（以下「ベーカー&マッケンジー」といいます。）に対し、その算定方法や前提となる条件設定の合理性についての検証を依頼し、有価証券届出書や株式会社プルート・コンサルティングの価値評価報告書など必要な書類を考察し、発行会社が割当予定先と締結する契約や本有価証券の割当日における発行等が日本国の法令その他に矛盾、抵触しないかなどを検討し、現在妥当しうる解釈に照らし、本転換社債型新株予約権付社債及び本新株予約権の発行が有利発行を含め日本国の法令に矛盾ないし抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

なお、当社監査役3名（全員が会社法上の社外監査役）からは、本転換社債型新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要項の内容及び上記の株式会社プルート・コンサルティングの算定結果及びフェアネス・オピニオン並びにベーカー&マッケンジーの表明した法律意見を踏まえ、下記事項について確認し、本転換社債型新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

- ・ 本件発行においては、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行実務並びにこれらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられ、株式会社プルート・コンサルティング及びベーカー&マッケンジーがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- ・ 株式会社プルート・コンサルティング及びベーカー&マッケンジーは当社と顧問契約関係になく当社経営陣から独立していると認められること。
- ・ 株式会社プルート・コンサルティングは、一定の条件（株価、権利行使期間、無リスク利子率、株価変動性、発行会社及び割当予定先の行動、平均売買出来高、割引率、その他転換社債型新株予約権等の発行要項、発行条件及び割当予定先との間で締結する契約に定められた諸条件）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、かつ発行価額についての財務的見地から見た当社にとっての公正性に関するフェアネス・オピニオンを提出していること。
- ・ ベーカー&マッケンジーは、独立した立場で価格算定において採用されている前提事実やロジックが合理的であるか否かを分析し、有価証券届出書や株式会社プルート・コンサルティングの価値評価報告書など必要な書類及び事項を考察、検討し、現在妥当しうる解釈に照らし、本転換社債型新株予約権付社債及び本新株予約権の発行が有利発行を含め日本国の法令に矛盾ないし抵触しない旨の法律意見の表明をしていること。
- ・ 本件発行の決議を行った取締役会において、株式会社プルート・コンサルティング及びベーカー&マッケンジーの意見を参考にしつつ本件発行担当取締役による説明を踏まえて検討が行われていること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

- ①第1回転換社債型新株予約権付社債に関して発行される予定の株式数は最大で29,988株であり、転換価額が固定化されているため、発行後の交付予定株式数の変動はありません。
- ②第2回転換社債型新株予約権付社債に関して発行される予定の株式数は最大で30,702株であり、転換価額が固定化されているため、発行後の交付予定株式数の変動はありません。また、本件転換社債型新株予約権付社債については、当社の判断により残存している本件新株予約権の全部または一部を取得することが可能であり、希薄化を抑制できる仕組みになっております。
- ③第8回新株予約権の行使により発行される予定の株式数は最大で67,000株です。本件新株予約権については、当社の判断により残存している本件新株予約権の全部または一部を取得することが可能となっており、希薄化を抑制できる仕組みになっております。
- ④第1回転換社債型新株予約権付社債、第2回転換社債型新株予約権付社債及び第8回新株予約権に係る潜在株式数は、上記のとおりそれぞれ29,988株、30,702株、67,000株、合計127,690株となっており、これは平成24年1月25日現在の発行済株式総数234,885株(総議決権数234,885個)に対して、合計54.4%(議決権比率54.4%)となることから、25%以上の割合で希薄化が生じます。しかし、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、自社主導で開発プロジェクトを計画的に推進し、製品価値の向上を図ることを目的とする今回の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①ウィズ・ヘルスケア PE1 号投資事業有限責任組合

(平成24年1月26日現在)

(1) 名 称	ウィズ・ヘルスケア PE1 号投資事業有限責任組合
(2) 所 在 地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー36 階
(3) 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号、その後の改正を含む。)
(4) 組 成 目 的	高齢化の進展、医療費の増大、癌をはじめとする難治性疾患の克服、といった日本を含めた先進国の社会、生活環境を脅かす問題を解決し、尊い命を守り、より健やかな生活を実現するために、独創的な科学上の発見や技術革新をもとに医薬品開発を進める企業に投資をすることを目的として本組合を組成しました。
(5) 組 成 日	平成23年4月28日
(6) 出 資 の 総 額	32.2 億円(予定)
(7) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	1. 31.1% 独立行政法人中小企業整備基盤機構 2. 15.5% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (同社は企業年金基金の受託者です。) 3. 11.5% 株式会社ウィズ・パートナーズ (本組合の無限責任組合員です。) ※上記以外に10%以上の出資者はおりません。

(8) 業務執行組合員の概要	名 称	株式会社ウィズ・パートナーズ
	所 在 地	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー36F
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役CEO 安東 俊夫 代表取締役COO 田端 広道 代表取締役COO 松村 淳
	事 業 内 容	1. 国内外のライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野・IT（情報通信）分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立および投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
	資 本 金	1 億円
(9) 上 場 会 社 と 当 該 ファンドとの間の関係	上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド との間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

②シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合

(平成 24 年 1 月 26 日現在)

(1) 名 称	シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合	
(2) 所 在 地	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー36 階	
(3) 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号、その後の改正を含む。）	
(4) 組 成 目 的	情報通信、ナノテクノロジー、新材料、新製造技術、ライフサイエンス、環境・エネルギーを主とする分野において、日本経済に活力を与え、また次世代の産業基盤を構築できると期待されるベンチャー企業に投資をすることを目的として本組合を組成しました。	
(5) 組 成 日	平成 18 年 9 月 1 日	
(6) 出 資 の 総 額	27 億円	
(7) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	1. 37.0% 独立行政法人中小企業整備基盤機構 2. 29.6% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (同社は企業年金基金の受託者です。) 3. 18.5% 株式会社ウィズ・パートナーズ (本組合の無限責任組合員です。) ※上記以外に 10%以上の出資者はおりません。	
(8) 業務執行組合員の概要	名 称	株式会社ウィズ・パートナーズ
	所 在 地	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー36F

	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役CEO 安東 俊夫 代表取締役COO-CEO 田端 広道 代表取締役COO 松村 淳
	事 業 内 容	1. 国内外のライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野・IT（情報通信）分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立および投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
	資 本 金	1億円
(9) 上 場 会 社 と 当 該 ファンドとの間の関係	上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド との間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

※当社は割当予定先の業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズ及びその役員が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティング（東京都港区）に調査を依頼し、照合を行った結果、反社会勢力との関係が疑われる旨の該当報告はございませんでした。ウィズ・ヘルスケア PE1 号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合の他の主たる出資者についても、独立行政法人中小企業整備基盤機構については、同機構ホームページの「中小企業基盤整備機構「反社会的勢力に対する基本方針」について」により、反社会的勢力とは、一切関係を持たず、反社会的勢力の不当な要求に対しては、組織全体として断固たる姿勢で拒絶し、法的対応を行う方針である旨確認しました。日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社については、金融商品取引法上の金融商品取引業者であることから、その社会的信用性は高く、反社会的勢力等の介入リスクはないものと認識しております。また、その他の出資者についても、株式会社 JP リサーチ&コンサルティング（東京都港区）に調査を依頼し、照合を行った結果、反社会勢力との関係が疑われる旨の該当報告はございませんでした。

なお、当社は、割当予定先関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

（２）割当予定先を選定した理由

当社は本件に至るまでに、従前から、バイオ・ヘルスケア部門に精通し、かつ、当社の事業方針および今後の事業展開について賛同し、協力いただける先を探索してまいりました。今回の割当予定先であるウィズ・ヘルスケアPE1 号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合は、同ファンドの業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズが創設及び運営を行なっているファンドです。ファンド自体は純投資を目的としているものの、業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズは、日本におけるバイオベンチャー黎明期から投資をし、また国内外の投資先のIPO、M&A、事業提携等に多くの実績を残

してきたことから、その長い経験を基にしたグローバルなネットワークを構築しています。バイオ・ヘルスケア分野のプロフェッショナルに加え、企業経営などに精通したメンバーが参加している会社でもあり、ミセル化ナノ粒子という当社のプラットフォーム技術を基礎に、抗癌剤の創薬事業を進める当社の経営方針及び事業内容並びに事業に必要な資金調達に深い理解を示していただける引受先であり、独立系のファンドとして高い信用と安定した経営を持つ会社であります。

同社の運営するファンドのうち、ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合の組成目的は、尊い命を守り、より健やかな生活を実現するために、独創的な科学上の発見や技術革新をもとに医薬品開発を進める企業に投資をすることであり、また、シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合の組成目的は、日本経済に活力を与え、また次世代の産業基盤を構築できると期待されるベンチャー企業に投資をすることであり、当社の事業内容及び事業方針はこれらの組成目的に合致することから、これら2ファンドより出資を行いたい旨の申し入れがあり、当社はこれらの2ファンドを割当予定先として選択しました。

株式会社ウィズ・パートナーズは、当社の事業内容及び事業・開発戦略、ならびに開発に必要な長期の安定した多額の資金を確保するという資金需要の必要性についても深いご理解をいただいております。くわえて当社の企業価値を高めるために、その国内外の幅広いネットワークを活用した製薬企業との提携等の事業開発、当社と相乗効果があるテクノロジーやパイプラインの探索および獲得という事業面でのサポート、およびIRを含めた経営面でのサポートを行って頂くことを予定しております。

なお、バイオベンチャー企業に精通した投資家の資金を運用している同社より、反社会的勢力との取引関係、資金あるいは人間的な関係も含め、一切の関わりがないとの確認を得ております。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるウィズ・ヘルスケア PE1 号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合それぞれは、生命及び健康な生活に資する企業及びライフサイエンスを含む各分野で次世代の産業基盤を構築できると期待される企業の価値向上を主たる利益の対象として組成され、当社に対する投資については、当社の医薬品開発の資金を充当するほか、株式会社ウィズ・パートナーズを通して製薬企業との提携など当社の企業価値向上に資する施策の支援を行い、これらを投資家の立場から担保すべく、一定の議決権を保持し、且つ役員等の派遣も予定しております。また、割当予定先は、当社の医薬品の開発及び販売に資する事業提携先への譲渡、或いは、割当予定先の出資者に対する運用責任を遂行する立場から、適宜判断のうえ市場動向を勘案し、インサイダー取引規制なども考慮した上で、市場での売却も検討しています。具体的には、第1回転換社債型新株予約権付社債の転換により取得する株式の全てと第2回転換社債型新株予約権付社債の転換により取得する株式の一部、合計36,000株程度について、原則として中長期的に保有する方針と口頭で確認しております。

その他の第2回転換社債型新株予約権付社債の転換により取得する株式及び第8回新株予約権の行使により交付を受けることになる株式、合計91,690株程度については、適宜判断のうえ市場動向を勘案しながら市場で売却することもあります。運用に際しては、上記のとおり市場への影響を常に留意して行うとのことです。

なお、第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債の転換により取得する株式及び第8回新株予約権の行使により交付を受けることになる株式の譲渡を、同一の第三者に対して行う場合には、当社が事前協議を行うを求める旨を割当予定先と締結する契約において規定する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、株式会社ウィズ・パートナーズからウィズ・ヘルスケア PE1

号投資事業有限責任組合は本日現在で総額 32 億円程度の資産を運用する予定である旨、シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合は、27 億円の資産を運用している旨の報告を受けております。なお、ウィズ・ヘルスケア PE1 号投資事業有限責任組合の組合契約では、その出資の方法がキャピタル・コールによるものとされていることから、本資金調達の発表後に本新株予約権付社債及び本新株予約権を引き受けるために必要な資金を組合契約に従って同ファンドの各投資家に請求することとなっています。当社は、同ファンドの投資家の名称及びその出資約束金額、並びにかかるキャピタル・コールを含む契約諸条件を確認しており、株式会社ウィズ・パートナーズについては、同社の預金残高により出資に要する現金を保有していることを確認、独立行政法人中小企業整備基盤機構については、同社の平成 23 年 12 月 1 日付「中小企業成長支援ファンド「ウィズ・ヘルスケア P E 1 号投資事業有限責任組合」の組成について」と題する資料にて、割当予定先に対し 10 億円の出資を行う旨発表していることを確認、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社については、同社の平成 23 年 11 月 16 日付「平成 23 年度中間決算について」と題する資料により、出資に要する資金を保有していることを確認、その他の出資者についても、有価証券報告書等により出資に要する現預金を保有していることを確認しております。

また、シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合については、同ファンドの預金残高により、出資に要する現金を保有していることを確認しております。

以上により、社債発行に係る払込金額及び新株予約権発行相当分の払い込みに支障はないと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 24 年 1 月 25 日現在）		募 集 後	
中 富 一 郎	4.74%	ウィズ・ヘルスケア PE 1 号投資事業有限責任組合	32.66%
興和株式会社	4.68%	中 富 一 郎	3.07%
株式会社メディネット	4.10%	興和株式会社	3.03%
CYNTEC CO., LTD.	3.51%	株式会社メディネット	2.66%
太 田 昌 市	1.70%	シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合	2.56%
CCP メザニン 2006 投資事業組合	1.57%	CYNTEC CO., LTD.	2.27%
ジャフコ V 2 共有投資事業有限責任組合	1.49%	太 田 昌 市	1.10%
TEIKOKU PHARMA USA, INC	1.42%	CCP メザニン 2006 投資事業組合	1.02%
岡 野 光 夫	1.23%	ジャフコ V 2 共有投資事業有限責任組合	0.97%
株式会社ジャフコ	0.77%	TEIKOKU PHARMA USA, INC	0.92%

(注) 1. 募集前の持株比率は、平成 23 年 9 月 30 日現在の株主名簿上の株式数に、平成 23 年 10 月 14 日の興和株式会社への第三者割当増資で増加予定の株式数（11,000 株）を加算して作成しています。

2. 募集後の持株比率は、募集前の株式数をもとに、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権が全て行使された場合に増加する株式を加えて算出しております。

8. 今後の見通し

第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行による当期（平成 24 年 3 月期）の業績に与える影響はございませんが、本新株予約権の行使及び同社債の転換が進むことにより、前記 5. 「調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載の使途を通じ、将来の業績に寄与するものと考えております。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

今回の第三者割当の方法による本新株予約権付社債及び本新株予約権の全てが転換及び行使された場合は、当社株式は25%以上の希薄化が生じることになります（上記「5. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」をご参照下さい。）。その場合、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条により、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見入手または当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認のいずれかの手続きをとることとなりますが、当社は、本第三者割当の必要性及び相当性について、普通決議による株主の意思確認を実施することとし、平成24年3月19日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

付議にあたっては、本件株主総会に付議する本件第三者割当に関する議案の株主総会参考書類において、本件第三者割当の必要性及び相当性に関する事項を記載し、かつ、当該事項を本件株主総会で説明したうえで、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせていただくこととします。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近3年間の業績（連結）

決 算 期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高	353百万円	117百万円	84百万円
営業利益	△531百万円	△492百万円	△519百万円
経常利益	△523百万円	△492百万円	△549百万円
当期純利益	△524百万円	△494百万円	△555百万円
1株当たり当期純利益	△4,194.57円	△3,874.60円	△3,599.92円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	11,475.09円	7,868.40円	8,364.28円

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成24年1月25日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	234,885株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	14,710株	6.26%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

（3）最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始 値	24,500円	14,300円	24,220円
高 値	29,620円	45,850円	64,100円
安 値	4,050円	12,710円	10,100円
終 値	14,870円	24,150円	26,620円

② 最近6か月間の状況

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	26,510 円	24,070 円	22,700 円	26,000 円	26,040 円	23,500 円
高 値	28,450 円	25,250 円	25,690 円	29,000 円	26,190 円	25,350 円
安 値	24,210 円	18,310 円	18,900 円	22,600 円	21,170 円	22,110 円
終 値	24,390 円	24,090 円	25,120 円	25,880 円	23,170 円	24,970 円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成24年1月25日
始 値	34,150 円
高 値	34,650 円
安 値	32,800 円
終 値	33,000 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当の方法による新株式の発行

払 込 期 日	平成23年10月14日
調達資金の額	290,070,000 円 (差引手取概算額)
発行価額	1株につき金26,370 円
募集時における発行済株式数	223,885 株
当該募集による発行済株式数	11,000 株
募集後における発行済株式総数	234,885 株
割 当 先	興和株式会社
発行時における当初の資金使途	エピルビシンミセル (NC-6300) の前臨床試験その他の研究開発費用
発行時における支出予定時期	平成23年11月から随時
現時点における充当状況	当初の資金使途に従い充当する予定です。

・株主割当の方法による新株式の発行

払 込 期 日	平成22年12月21日
調達資金の額	689,887,000 円 (差引手取概算額)
発行価額	1株につき金10,000 円
募集時における発行済株式数	133,398 株
当該募集による発行済株式数	68,987 株
割 当 先	平成22年10月26日(火)の最終の株主名簿に記録され、所定の申込を行った株主
発行時における当初の資金使途	主要パイプラインの臨床試験及び新規開発パイプラインの前臨床試験費用等

発行時における支出 予 定 時 期	平成 23 年 1 月から随時
現時点における充当 状	当初の資金使途に従い充当中であります。

・第三者割当増資

払 込 期 日	平成 22 年 6 月 7 日
調 達 資 金 の 額	99,994,250 円（差引手取概算額）
発 行 価 額	1 株につき金 20,750 円
募集時における発行 済 株 式 数	128,579 株
当該募集による発行 株 式 数	4,819 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	133,398 株
割 当 先	株式会社メディネット
発行時における当初 の 資 金 使 途	共同研究契約（がん治療分野で新しい医薬品や医療技術等の開発）に基づく 研究費用
発行時における支出 予 定 時 期	平成 22 年 8 月から随時
現時点における充当 状	当初の資金使途に従い全額充当しております。

・第三者割当の方法による第 6 回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付）の発行

発 行 期 日	平成 21 年 10 月 15 日
新株予約権の総数	30,000 個
発 行 価 額	総額 2,910,000 円（新株予約権 1 個当たり 97 円）
行 使 価 額	31,500 円 （ただし、各行使日において、各行使日前日の当社普通株式の普通取引に係る売 買高加重平均価格（VWAP）の 92%に相当する価額に修正される） 上限行使価額 47,250 円 下限行使価額 31,500 円 ※上記株主割当増資の実施により、以下のとおり当該行使価額の調整が行われて おります。 24,031 円 （ただし、各行使日において、各行使日前日の当社普通株式の普通取引に係る売 買高加重平均価格（VWAP）の 92%に相当する価額に修正される） 上限行使価額 36,046 円 下限行使価額 24,031 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	127,079 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	30,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	157,079 株
割 当 先	Japan Equity Value LTD.（ジャパン・エクイティ・バリュー・リミテッド）に全 て割当てる （同ファンドは、Asia Equity Value LTD.（アジア・エクイティ・バリュー・リ ミテッド）に名称変更しております。）
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：30,000 株

現時点における 行使状況	行使済株式数：22,800 株
現時点における 潜在株式数	潜在株式数：一株（行使期間満了により消滅しております。）
発行時における 当初の資金使途	ナノプラチン®（NC-6004）における臨床試験費用 400 百万円 ダハプラチン誘導体ミセルの臨床試験費用 220 百万円 新規開発パイプライン候補の前臨床試験費用等 303 百万円
発行時における 支出予定時期	ナノプラチン®（NC-6004）における臨床試験費用 平成 22 年 4 月以降 ダハプラチン誘導体ミセルの臨床試験費用 平成 22 年 9 月以降 新規開発パイプライン候補の前臨床試験費用等 平成 22 年 4 月以降
現時点における 充当状況	新規開発パイプライン候補の前臨床試験費用に一部充当をしております

・第三者割当の方法による新株式の発行

払込期日	平成 20 年 9 月 29 日
調達資金の額	74,993,520 円（差引手取概算額）
発行価額	1 株につき金 18,220 円
募集時における発行 済株式数	122,963 株
当該募集による発行 株式数	4,116 株
募集後における 発行済株式総数	127,079 株
割当先	Cyntec Co., Ltd.
発行時における当初 の資金使途	ナノプラチン®（NC-6004）の臨床試験費用
発行時における支出 予定時期	平成 20 年 11 月から随時
現時点における充当 状況	当初の資金使途に従い全額充当しております。

11. 発行要項

（別紙 1）ナノキャリア株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項、（別紙 2）ナノキャリア株式会社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項及び（別紙 3）ナノキャリア株式会社第 8 回無新株予約権発行要項に記載のとおりです。

II. 臨時株主総会の開催

今回の第三者割当の方法による本新株予約権及び本新株予約権付社債の全てが転換及び行使された場合は、当社株式は 25%以上の希薄化が生じることになります（上記「5. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」をご参照下さい。）ので、当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条の規定に基づき、本第三者割当の必要性及び相当性について、普通決議による当社株主の意思確認を実施するために、平成 24 年 3 月 19 日に臨時株主総会を開催することを決議いたしました。また、併せて、下記 2 名の新任取締役の選任議案を付議することも決議いたしました。その他の現取締役及び監査役に変更はありません。

なお、第 1 号議案 第三者割当の方法による転換社債型新株予約権付社債及び第 8 回新株予約権の発行の件並びに第 2 号議案 取締役 2 名選任の件の承認決議は、ウィズ・ヘルスケア PE 1 号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合による投資実行の条件とされております。

1. 臨時株主総会開催のための基準日設定について

平成 24 年 3 月 19 日(月曜日)開催予定の臨時株主総会において議決権を行使すべき株主を確定するため、平成 24 年 2 月 10 日(金曜日)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することのできる株主といたします。

(1) 基準日 平成 24 年 2 月 10 日(金曜日)

(2) 公告日 平成 24 年 1 月 26 日(木曜日)

(3) 公告方法 電子公告(当社のホームページに掲載いたします。)

<http://www.nanocarrier.co.jp/>

2. 臨時株主総会の招集について

(1) 日時 平成 24 年 3 月 19 日(月曜日) 午前 10 時

(2) 場所 東京都中央区八重洲一丁目 3 番 7 号

八重洲ファーストフィナンシャルビル

ベルサール八重洲 2 階 Room C

(3) 決議事項

第 1 号議案 第三者割当による転換社債型新株予約権付社債

及び第 8 回新株予約権の発行の件

第 2 号議案 取締役 2 名選任の件

新任取締役候補者

氏 名	略 歴
松 村 淳	昭和 61 年 野村證券株式会社入社 平成 15 年 Nomura International Plc. Co-head of Corporate Finance 平成 16 年 SCG Limited 代表取締役就任 平成 20 年 株式会社クワイエット・パートナーズ代表取締役社長就任(現任) 平成 22 年 株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役 COO 就任(現任)
飯 野 智	平成 1 年 日立製作所入社 平成 12 年 CSK ベンチャーキャピタル株式会社入社 平成 16 年 同社取締役就任 平成 22 年 株式会社ウィズ・パートナーズマネージング・ダイレクター就任(現任)

以 上

**ナノキャリア株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行要項**

本要項は、ナノキャリア株式会社（以下「当社」という。）が平成 24 年 1 月 26 日に開催した取締役会の決議に基づいて平成 24 年 3 月 21 日に発行するナノキャリア株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債にこれを適用する。

1. 募集社債の名称 ナノキャリア株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「**本新株予約権付社債**」といい、そのうち社債のみを「**本社債**」、新株予約権のみを「**本新株予約権**」という。）
2. 募集社債の総額 金 8 億 40 百万円（額面総額 8 億 40 百万円）
3. 各募集社債の金額 金 30 百万円の 1 種
4. 各募集社債の払込金額 金 30 百万円（額面 100 円につき金 100 円）
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債券を発行しない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利 率 本社債には利息を付さない。
8. 申 込 期 間 平成 24 年 3 月 21 日
9. 申 込 取 扱 場 所 ナノキャリア株式会社 管理部
10. 本 社 債 の 払 込 期 日 平成 24 年 3 月 21 日
11. 本新株予約権の割当日 平成 24 年 3 月 21 日
12. 募集の方法
第三者割当ての方法により、金 780,000,000 円をウィズ・ヘルスケア PE 1 号投資事業有限責任組合に、金 60,000,000 円をシーエスケープイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合にそれぞれ割り当てる。
13. 物上担保・保証の有無
本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
14. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第 702 条ただし書及び会社法施行規則第 169 条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

15. 財務上の特約

(1) 担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第 2 条第 22 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第 77 条の規定に準じて公告する。

(2) その他の条項

本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

16. 償還の方法

(1) 本社債は、平成 26 年 3 月 20 日（以下「**償還期限**」という。）にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。

(2) 組織再編行為による繰上償還

当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「**組織再編行為**」という。）につき当社の株主総会で承認決議した場合、本社債権者に対して、償還日の 30 日以上前に事前通知を行ったうえで、当該組織再編行為の効力発生日以前に、以下に記載の割合を残存する本社債の全部（一部は不可。）の額面金額に乗じた金額（以下「**組織再編行為償還金額**」という。）で繰上償還することができる。

平成 24 年 3 月 21 日から平成 25 年 3 月 20 日までの期間： 101.5%

平成 25 年 3 月 21 日から平成 26 年 3 月 20 日までの期間： 103.0%

(3) 買入消却

当社は、本新株予約権付社債の発行日の翌日以降いつでも本社債を買い入れ、これを保有し、転売し、又は消却することができる。

(4) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、平成 26 年 3 月 13 日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の 2 週間以上前に事前通知を行ったうえで、当該繰上償還日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。

(5) 本項に基づき本社債を償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、本要項第 15 項第(1)号又は第 16 項の規定に違背し、30 日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合は、この限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

18. 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は 1 個とし、合計 28 個の本新株予約権を発行する。

19. 本新株予約権の内容

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を「**発行・移転**」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込価額の総額を転換価額（以下に定義する。）で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。「転換価額」とは、本項第(3)号記載の金額を指す。但し、行使価額は本項第(4)号乃至第(10)号の定めるところに従い調整されるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
- (3) 転換価額
転換価額は、28,000 円とする。
- (4) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「**転換価額調整式**」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{既発行} & \text{発行・移転株式数} & \times \text{1株当りの} \\ & & & & \text{株式数} & + & \text{発行・移転金額} \\ \text{調整後} & & \text{調整前} & & & & \\ \text{転換価} & = & \text{転換価} & \times & & & \\ \text{額} & & \text{額} & & \text{時価} & & \\ & & & & \text{既発行株式数} & + & \text{発行・移転株式数} \end{array}$$

- (5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(7)号②に定める時価を下回る発行価額又は移転価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を移転する場合（但し、当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権の行使及び株式交換又は合併により当社の普通株式を発行・移転する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは移転のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ②株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

なお、上記但書の場合において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行・移転する。但し、株券の交付については本要項第19項第(17)号を準用する。

$$\begin{array}{c} \text{調整前転換価額により当該期間} \\ \text{(調整前転換価額 - 調整後転換価額)} \times \\ \text{内に発行・移転された株式数} \\ \text{株式数} = \frac{\quad}{\text{調整後転換価額}} \end{array}$$

この場合、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- ③本項第(7)号②に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は付与する場合
- 調整後の転換価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）以降、又は、その証券を株主に割り当てる場合には、当該割当てに係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- (6) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (7) ①転換価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ③転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。
- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、合併、会社法第 762 条第 1 項に定められた新設分割、会社法第 757 条に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮

する必要があるとき。

- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (10) 本新株予約権を行使することができる期間
平成 24 年 3 月 21 日から平成 26 年 3 月 20 日までとする。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の 3 営業日前の日まで、②買入消却の場合は、当社が本社債を消却したときまで、③期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、④本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、本新株予約権付社債券が償還金支払場所に提出された時までとする。上記いずれの場合も、平成 26 年 3 月 21 日より後に本新株予約権を行使することはできない。
- (11) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (12) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
①新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (14) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額の算定理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。なお、当初の転換価額は 28,000 円とした。

- (15) 新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、本項第(10)号記載の行使請求期間中に本項第(18)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (16) 新株予約権行使の効力発生時期
行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(18)号記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。
- (17) 株券の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
- (18) 本新株予約権の行使請求受付場所
ナノキャリア株式会社 管理部 東京都中央区日本橋三丁目2番2号
- 20. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）
ナノキャリア株式会社 管理部 東京都中央区日本橋三丁目2番2号
- 21. 本社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。
- 22. 社債権者集会に関する事項
 - (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本社債総額の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- 23. 費用の負担
以下に定める費用は、当社の負担とする。
 - (1) 第21項に定める公告に関する費用
 - (2) 第22項に定める社債権者集会に関する費用
- 24. その他
 - (1) その他本新株予約権付社債発行に関して必要な事項は当社代表取締役に一任する。
 - (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
 - (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

ナノキャリア株式会社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項

本要項は、ナノキャリア株式会社（以下「当社」という。）が平成 24 年 1 月 26 日に開催した取締役会の決議に基づいて平成 24 年 3 月 21 日に発行するナノキャリア株式会社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債にこれを適用する。

1. 募集社債の名称 ナノキャリア株式会社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「**本新株予約権付社債**」といい、そのうち社債のみを「**本社債**」、新株予約権のみを「**本新株予約権**」という。）
2. 募集社債の総額 金 8 億 60 百万円（額面総額 8 億 60 百万円）
3. 各募集社債の金額 金 20 百万円の 1 種
4. 各募集社債の払込金額 金 20 百万円（額面 100 円につき金 100 円）
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債券を発行しない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利 率 本社債には利息を付さない。
8. 申 込 期 間 平成 24 年 3 月 21 日
9. 申 込 取 扱 場 所 当社 管理部
10. 本 社 債 の 払 込 期 日 平成 24 年 3 月 21 日
11. 本新株予約権の割当日 平成 24 年 3 月 21 日
12. 募集の方法
第三者割当ての方法により、金 800,000,000 円をウィズ・ヘルスケア PE 1 号投資事業有限責任組合に、金 60,000,000 円をシーエスケープイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合にそれぞれ割り当てる。
13. 物上担保・保証の有無
本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
14. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第 702 条ただし書及び会社法施行規則第 169 条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

15. 財務上の特約

(1) 担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第 2 条第 22 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第 77 条の規定に準じて公告する。

(2) その他の条項

本新株予約権付社債には担保付社債等その他一切の財務上の特約は付されていない。

16. 償還の方法及び期限

(1) 本社債は、平成 30 年 3 月 20 日（以下「**償還期限**」という。）にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。

(2) 組織再編による繰上償還

当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「**組織再編行為**」という。）につき当社の株主総会で承認決議した場合、本社債権者に対して、償還日の 30 日以上前に事前通知を行ったうえで、当該組織再編行為の効力発生日以前に、以下に記載の割合を残存する本社債の全部（一部は不可。）の額面金額に乗じた金額（以下「**組織再編行為償還金額**」という。）で繰上償還する。

① 平成 24 年 3 月 21 日から平成 25 年 3 月 20 日までの期間： 101.5%

② 平成 25 年 3 月 21 日から平成 26 年 3 月 20 日までの期間： 103.0%

③ 平成 26 年 3 月 21 日から平成 27 年 3 月 20 日までの期間： 104.5%

④ 平成 27 年 3 月 21 日から平成 28 年 3 月 20 日までの期間： 106.0%

⑤ 平成 28 年 3 月 21 日から平成 29 年 3 月 20 日までの期間： 107.5%

⑥ 平成 29 年 3 月 21 日から平成 30 年 3 月 20 日までの期間： 109.0%

(3) 買入消却

当社は、本新株予約権付社債の発行日の翌日以降いつでも本社債を買い入れ、これを保有し、転売し、又は消却することができる。

(4) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の 2 週間以上前に事前通知を行ったうえで、当該繰上償還日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面 100 円につき金 100 円で

繰上償還することができる。

- (5) 本新株予約権付社債の社債権者は、平成 26 年 3 月 20 日以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の 2 週間以上前に事前通知を行い、かつ当該通知書記載の繰上償還日までに本新株予約権付社債券を償還金支払場所に提出することにより、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- (8) 本項に基づき本社債を償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、本要項第 15 項第(1)号又は第 16 項の規定に違背し、7 日以内にその履行をすることができない]とき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 1 億円を超えない場合は、この限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

18. 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は 1 個とし、合計 43 個の本新株予約権を発行する。

19. 本新株予約権の内容

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を「発行・移転」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込価額の総額を転換価額（以下に定義する。）で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。「転換価額」とは、本項第(3)号記載の金額を指す。但し、行使価

額は本項第(4)号乃至第(10)号の定めるところに従い調整されるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
- (3) 転換価額
転換価額は、28,000 円とする。
- (4) 転換価額の調整
当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「**転換価額調整式**」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行} & \text{発行・移転株式数} & \times \text{1株当りの} \\ \text{転換価} & = & \text{転換価} & \times & \text{株式数} & + \frac{\text{発行・移転株式数}}{\text{時 価}} & \text{発行・移転価額} \\ \text{額} & & \text{額} & & \text{既発行株式数} & + \text{発行・移転株式数} & \end{array}$$

- (5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ①本項第(7)号②に定める時価を下回る発行価額又は移転価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を移転する場合（但し、当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権の行使及び株式交換又は合併により当社の普通株式を発行・移転する場合を除く。）
調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは移転のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより普通株式を発行する場合
調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての基準日効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- なお、上記但書の場合において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行・移転する。但し、株券の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額により当該期間内に発行・移転された株式数}}{\text{調整後転換価額}}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- ③本項第(7)号②に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は付与する場合
- 調整後の転換価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）以降、又は、その証券を株主に割り当てる場合には、当該割当てに係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- (6) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (7) ①転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、それ株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。
- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

- ①株式の併合、資本の減少、合併、会社法第 762 条第 1 項に定められた新設分割、会社法第 757 条に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - ③当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ④転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (10) 本新株予約権を行使することができる期間
平成 24 年 3 月 21 日から平成 30 年 3 月 20 日までとする。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の 3 営業日前まで、②買入消却の場合は、当社が本社債を消却したときまで、③期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、④本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、本新株予約権付社債券が償還金支払場所に提出された時までとする。上記いずれの場合も、平成 30 年 3 月 21 日より後に本新株予約権を行使することはできない。
- (11) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (12) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額

とする。

- (14) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。なお、当初の転換価額は 28,000 円とした。

- (15) 新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、本項第(10)号記載の行使請求期間中に本項第(18)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

- (16) 新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(18)号記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

- (17) 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

- (18) 本新株予約権の行使請求受付場所

ナノキャリア株式会社 管理部 東京都中央区日本橋三丁目2番2号

20. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

ナノキャリア株式会社 管理部 東京都中央区日本橋三丁目2番2号

21. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。

22. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

23. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) 第 21 項に定める公告に関する費用
- (2) 第 22 項に定める社債権者集会に関する費用

24. その他

- (1) その他本新株予約権付社債発行に関して必要な事項は当社代表取締役に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

ナノキャリア株式会社第8回新株予約権

発行要項

本要項は、ナノキャリア株式会社（以下「**当社**」という。）が平成 24 年 1 月 26 日に開催した取締役会の決議に基づいて平成 24 年 3 月 21 日に発行するナノキャリア株式会社第 8 回新株予約権にこれを適用する。

1. 新株予約権の名称 ナノキャリア株式会社第8回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）
2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「**交付**」という。）する数は、1,000株（以下「**割当株式数**」という。）とする。
 本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数である67,000株とする。
3. 本新株予約権の総数 67 個
4. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個あたり金217,000円
5. 新株予約権の払込金額の総額 金14,539,000円
6. 申込期日 平成24年3月21日
7. 割当日及び払込期日 平成24年3月21日
8. 発行場所 日本国
9. 募集の方法及び割当先 第三者割当ての方法により62個をウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合に、5個をシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンドアンド投資事業有限責任組合にそれぞれ割り当てる。
10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に当該行使にかかる本新株予約権の割当株式数を乗じた額とする。
 (2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの払込金額（以下「**行使価額**」という。）は、30,000円とする。但し、行使価額は第11項の定めるところに従い調整されるものとする。
11. 行使価額の調整
 当社は、当社が本新株予約権の発行後、第12項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{既発行} & \text{発行・移転株式数} & \times \text{ 1株当りの} \\ & & & & \text{株式数} & + & \text{発行・移転価額} \\ \text{調整後} & & \text{調整前} & & & & \\ \text{行使価} & = & \text{行使価} & \times & & & \\ \text{額} & & \text{額} & & \text{既発行株式数} & + & \text{発行・移転株式数} \\ & & & & & & \text{時 価} \end{array}$$

12. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 第14項(2)に定める時価を下回る発行価額又は移転価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を移転する場合（但し、当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権の行使及び株式交換又は合併により当社の普通株式を発行・移転する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは移転のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (2) 株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

なお、上記但書の場合において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行・移転する。但し、株券の交付については第24項第(4)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に発行・移転した株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{1}$$

この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 第14項(2)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権若しくは新株予約権

付社債の全てが当初の行使価額で行使され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）以降、又は、その証券の発行若しくは付与のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

13. 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
14.
 - (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。
15. 第12項の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - (1) 株式の併合、資本の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - (3) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (4) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
16. 第11項乃至第15項により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

17. 本新株予約権を行使することができる期間
平成 24 年 3 月 21 日から平成 30 年 3 月 20 日。
但し、第 19 項に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知を本新株予約権者が受領してから 5 営業日後までとする。
18. その他の本新株予約権の行使の条件
(1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
(2) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
19. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
(1) 当社は、会社法第 273 条第 2 項の規定に従って 2 週間前の通知又は公告をしたうえで、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき発行価額と同額で取得することができる。
(2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第 273 条第 2 項の規定に従って通知又は公告をしたうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。
20. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
21. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
22. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権の払込金額（1 個当たり 217,000 円）は、本新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の評価結果を勘案して決定した。

24. 新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 25 項に定める行使請求受付場所（以下「**行使請求受付場所**」という。）においてこれを取り扱う。
- (2) ①本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「**行使請求書**」という。）に、その行使に係る新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに署名した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
②本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第 26 項に定める払込取扱場所の指定の口座に振込むものとする。
③行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「**行使書類等**」という。）が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が本項第(2)号②に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

25. 行使請求受付場所

ナノキャリア株式会社 管理部

26. 払込取扱場所

りそな銀行 東京中央支店

27. その他

- (1) その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。